平成２６年（再ロ）第１６号

京都市山科区四ノ宮行者谷27番地237
再生債務者　松本　悠佑
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月７日
京都地方裁判所第５民事部再生係

平成２６年（再ロ）第４８号

大阪府枚方市東中振２丁目８番10―203号
再生債務者　國生　幸崇
1　主文　本件再生計画を認可する。
2　理由の要旨　平成27年４月３日までの意見聴取期間が経過した再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
平成27年４月６日
大阪地方裁判所第６民事部

公立学校共済組合定款の一部変更について

公立学校共済組合定款（昭和三十七年十一月三十日制定）の一部を次のように変更する。
平成二十七年三月三十一日　公立学校共済組合理事長　玉井日出夫

第二十六条の二第一項中「第二十三条の三の四第一項第二号」及び「第九条第一項第二号」の下に「若しくは第三号」を加え、同条第四項及び第五項を削る。

第二十八条第一項第一号中「千分の六・〇八」を「千分の六・一二」に「千分の四十七・九二」を「千分の四十八・一五」に「千分の五十三・五八」を「千分の五十三・三五」に改め、同項第二号中「千分の四・八六」を「千分の四・八九」に「千分の三十八・三四」を「千分の三十八・五二」に「千分の四十二・八六」を「千分の四十二・六八」に改め、同条第二項第一号中「千分の三・四四」を「千分の三・三九」に改め、同項第二号中「千分の二・七五」を「千分の二・七二」に改める。

第三十八条の二第一項第二号中「千分の百十三・六六」を「千分の百十三・七四」に改める。

第三十二条中「、長期経理」を「、厚生年金保険経理、退職等年金経理」に改める。

第三十三条中「平成二十六年度」を「平成二十七年度」に改め、同条第一号中「九百二十円」を「九百三十円」に改め、同条第二号中「千二十円」を「五百四十七円」に改める。

第三十五条中「福祉施設」を「施設」に改める。

附則第十三項中「から第五項まで」を削る。

附則第十四項第一号中「千分の六・〇八」を「千分の六・一二」に「千分の四・八六」を「千分の四・八九」に改め、同項第二号中「千分の三・四四」を「千分の三・三九」に「千分の二・七五」を「千分の二・七二」に改める。

附則第十六項中「長期経理」を「厚生年金保険経理、退職等年金経理」に改め、同項の次に次の一項を加える。

17　組合の経理単位については、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第七十五条の二第一項に規定する地方の組合の経過的長期給付を行う間、前項中「、基礎年金支払経理」とあるのは「、経過的長期経理、基礎年金支払経理」として同項の規定を適用する。

別表第三公立学校共済組合栃木支部の項及び公立学校共済組合東京支部の項を削る。

附　則

1　この変更は、平成二十七年四月一日から実施する。ただし、第三十二条及び附則第十六項の改正並びに附則第十六項の次に一項を加える改正は、同年十月一日から実施する。

2　改正前の長期経理に係る権利及び義務は、平成二十七年十月一日において厚生年金保険経理又は経過的長期経理が承継する。

3　改正後の第二十八条、第二十八条の二及び附則第十四項の規定は、平成二十七年四月分以後の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月分前の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

4　公立学校共済組合定款の一部変更（平成二十六年三月三十一日）の一部を次のように改正する。

第三十二条中「業務経理」の下に「、退職等年金給付業務経理」を加える改正規定を削る。

附則第一項中「第三十二条の改正規定及び」を削る。

附則第三項中「退職等年金給付業務経理」を「業務経理」に改める。

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成27年４月15日　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類及び授与番号
ア　高等学校教諭１種免許状　音楽
平12高１種第1795号
イ　中学校教諭１種免許状　音楽
平12中１種第1665号
(2)　授与年月日及び授与権者
平成13年３月31日　埼玉県教育委員会
(3)　本籍地　東京都
2　失効年月日　平成15年８月20日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第１号該当
4　失効の対象となった者の氏名　猿渡　一貴

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成27年４月15日　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類及び授与番号
ア　中学校教諭一種免許状　社会
平22中１第6873号
イ　高等学校教諭一種免許状　地理歴史
平22高１第8398号
ウ　高等学校教諭一種免許状　公民
平22高１第8399号
(2)　授与年月日及び授与権者
平成23年３月31日　東京都教育委員会
(3)　本籍地　東京都
2　失効年月日　平成27年３月16日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名　大島　浩

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成27年４月15日　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類及び授与番号
ア　中学校教諭一種免許状　理科
平20中１第18338号
イ　高等学校教諭一種免許状　理科
平20高１第20877号
(2)　授与年月日及び授与権者
平成21年３月31日　東京都教育委員会
(3)　本籍地　神奈川県
2　失効年月日　平成27年３月25日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名　小野　正大

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成27年４月15日　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類及び授与番号
ア　中学校教諭一種免許状　社会
平18中一種第1556号
イ　高等学校教諭一種免許状　公民
平18高一種第2181号
ウ　高等学校教諭一種免許状　地理歴史
平19高一種第0151号
(2)　授与年月日及び授与権者
ア　平成19年３月31日　神奈川県教育委員会
イ　平成19年３月31日　神奈川県教育委員会
ウ　平成19年５月30日　神奈川県教育委員会
(3)　本籍地　香川県
2　失効年月日　平成27年３月26日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名　香川　民彦

教育職員免許状失効公告

次の教育職員免許状は失効した。
平成27年４月15日　神奈川県教育委員会
1　失効した免許状
(1)　種類及び授与番号
ア　中学校教諭一種免許状　数学
平16中一種第1378号
イ　高等学校教諭一種免許状　数学
平16高一種第2276号
(2)　授与年月日及び授与権者
平成17年３月31日　神奈川県教育委員会
(3)　本籍地　神奈川県
2　失効年月日　平成27年３月26日
3　失効事由
教育職員免許法第10条第１項第２号該当
4　失効の対象となった者の氏名　石川　隆之